

浜松市訓令甲第2号

浜松市専決規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

令和8年3月31日

浜松市長 中野 祐介

浜松市専決規程の一部を改正する訓令甲

浜松市専決規程（昭和41年浜松市訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(代決等) 第6条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在の場合は、第1次代決者が代決することができる。この場合において、当該代決者が不在のとき又は当該代決者を置かないときは、第2次代決者が代決することができる。			(代決等) 第6条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在の場合は、第1次代決者が代決することができる。この場合において、当該代決者が不在のとき又は当該代決者を置かないときは、第2次代決者が代決することができる。		
決裁者	第1次代決者	第2次代決者	決裁者	第1次代決者	第2次代決者
(略)			(略)		
副市長	危機管理監の事務(技術的事項に係るものに限る。)並びに都市整備部及び土木部の事務については技術統括監、その他の事務については主管の部長等	危機管理監の事務(技術的事項に係るものに限る。)並びに都市整備部及び土木部の事務については、主管の部長等	副市長	危機管理監の事務(技術的事項に係るものに限る。)並びに産業部の事務(まちなか政策課に係るものに限る。)並びに都市整備部及び土木部の事務については技術統括監、その他の事務については主管の部長等	危機管理監の事務(技術的事項に係るものに限る。)並びに産業部の事務(まちなか政策課に係るものに限る。)並びに都市整備部及び土木部の事務については、主管の部長等
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この訓令甲は、令和8年度組織改正に伴い、所要の整備を行うものです。